

九州大学安全保障輸出管理要項（平成22年4月1日施行）の一部を改正（平成25年2月1日）し、申請書の作成等、輸出管理の実施として行う本要項に定める手続きを行う必要がない技術の提供（いわゆる「例外」。）として規定される「輸出管理統括責任者が別に定める研究・教育活動における技術の提供」（第3条第2項2号）については、次のとおり定めました。

① 外国人留学生への教科書等を用いた技術の提供

「外国人留学生」とは外国籍を持ちかつ本邦学生とは別枠で入学し在籍する学生をいい、いわゆる研究生も含む。「教科書等」とは、一般もしくは不特定多数の者に公表される書籍、論文、図、データ等をいう。なお本通知でいう「不特定多数」とは、特定された少数ではない状態を指す。

② 論文指導の一環であって、当該論文が公知となることが前提となっているときに行われる教育上の技術の提供

「論文指導の一環」とは、学部、大学院修士課程若しくは博士課程に在籍する学生が、学位取得、雑誌投稿若しくは学会発表を目的とした論文を作成する上で必要な指導に関係する場合をいう。「公知」とは、不特定多数の者が閲覧できる状態をいい、図書館でのデジタル・アーカイブによる保存等も含む。

③ 工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術の提供

特許出願の明細書に示す技術等が将来公知になることが前提となっている場合をいう。

④ 外国企業等との共同研究であって、提供する技術やそれを用いた研究成果の公表等を著しく制限するものではないことが明らかな場合に行う技術の提供

本号の「公表等を著しく制限するもの」とは、当該外国企業等との契約書等により公表等が禁止されている場合、技術や研究成果が相手方外国企業等の単独所有とされ将来にわたり自発的な公表等が実現できない場合などをいう。

- ⑤ 学会発表用の原稿あるいは展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする技術の提供

学会発表用の原稿を学会事務局等がある外国に送付する場合、展示会等で配布する資料を会場となる外国の所在地に送付する場合、外国で出版される雑誌に投稿する目的で論文等を送付する場合など、その後、不特定多数の者が入手又は閲覧することができる状態になることが明らかである場合をいう。

- ⑥ 海外での学会発表、論文発表に伴う不特定多数の者に対する技術の提供

外国で行う学会発表や論文発表等、不特定多数に対して当該技術を開示する場合をいう。

- ⑦ 国内、海外を問わず、工場や研究施設の見学、講演会、展示会等、不特定多数の者にも入手又は聴講可能となる場における技術の提供

工場や大学等研究施設の見学、講演会、展示会などを聴講することによって技術が不特定多数の者にも入手できる状態にある場合をいう。

- ⑧ 輸出管理統括責任者が貿易関係貿易外取引等に関する省令（貿易外省令：最終改正平成19年9月28日 経済産業省令第10号）第9条第2項第10号にいう「基礎科学分野の研究活動」において行われると認める技術の提供

貿易外省令第9条第2項第十号にいう「基礎科学分野の研究活動」において技術を提供する取引とは、「自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としない」（役務通達（最終改正平成24年8月28日 20120814 貿局第1号）1(3)クより。）研究活動において行われる場合をいい、本号への該当性は輸出管理統括責任者の承認に基づいて判断される。①～⑦には該当しないが当該技術の提供が「基礎科学分野の研究活動」に含まれると想定される場合については、輸出管理統括部署（国際法務室）に連絡すること。

以上